

# 人権啓発 センター だより



令和8（2026）年  
第92号 6・20発行

発行 別府市人権啓発センター  
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号  
TEL 0977-23-6163  
FAX 0977-23-6226  
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp



©Team Beppyon

## 5月・6月のふれあい教室の様子

### 5月 布ぞうりづくり1回目

第1回ふれあい教室は、ものづくり同好会のみなさんを講師にお迎えして「布ぞうりづくり」を体験しました。

初めに、浴衣などを細く切って縫って繋げた色とりどりの布の中から、好きな柄の布と鼻緒を選びます。講師手作りの編み台に引っかけたPPロープに布を編み込んでいきます。編みはじめて苦戦する方もいましたが、なんとか両足とも1.5cmずつ編み上げることが出来ました。

(次回は第1回目の続きから、完成まで編み上げる予定です。)



### 6月 布ぞうりづくり2回目

第2回目は前回の続きから、つま先まで編み上げたのちに、鼻緒を付ける作業をしました。講師の準備した見本を見ながら作業を進め自分の足の形や大きさに合わせて鼻緒の位置を調整しながら編み込んでいきました。

どの作品も、色の組み合わせが豊かで唯一無二の自分だけの布ぞうりを編み上げることができました。参加者のみなさんも、隣同士教え合い助け合いながら、とても楽しそうに作り上げることが出来ました。



## ★6・7月の行事予定★

### ■じんけんふれあい教室

●7月7日(火) (10:00~12:00)

手作り風鈴/講師 木村 瞳さん



### ■じんけんふれあいワークショップ

●8月10日(月) (9:30~11:30)

市内小学校  
3~6年生対象

「好きな香りで作ろう オリジナルディフューザー」

### ■市民人権講座

●6月24日(水) (9:30~12:00)

映画「破戒」の上映



●7月22日(水) (10:00~12:00)

「インターネットと人権」

/講師 大久保 和則さん

# 8月は差別をなくす運動月間です

大分県では1978(昭和53)年から、同和対策審議会答申が出された8月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」と定め、講演会などの啓発活動を行っています。別府市では、市民の人権意識の高揚を図るため、運動月間中に下記の行事を行います。

## 令和8年度 別府市「差別をなくす市民の集い」

演題

『インターネット上に反映される  
実社会の人権問題』

入場無料

講師

公益財団法人反差別・人権研究所みえ  
常任理事 兼 事務局長 まつむら 松村 もとぎ 元樹さん

とき

8月25日(火)  
13:30~15:30

ところ

別府市公会堂 大ホール  
(別府市上田の湯町6-37)



●手話通訳あり●託児保育あり(事前予約が必要です)

問い合わせ先 /  
共生社会実現・部落差別解消推進課

TEL / [0977-21-1291](tel:0977-21-1291)

FAX / [0977-21-0288](tel:0977-21-0288)

E-mail / [hur-le@city.beppu.lg.jp](mailto:hur-le@city.beppu.lg.jp)

今年もセンターの  
アジサイが綺麗に  
咲きました!



### ◆インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう◆

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えています。

特定の個人や地域への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示など、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流され、広まっています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的発言(いわゆるヘイトスピーチ)や、特定の地域に対する部落差別に関する書込みが問題となっています。

さらに、自殺を誘うような情報等、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの人権侵害事案も発生しています。特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。

安易な書込みで他の人の人権を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえた上で、インターネット上で起り得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用するようにしましょう。